第２７８回（第２２期第１回）

島根県内水面漁場管理委員会

日　時：令和７年２月26日（水）13時30分～15時35分

場　所：労働会館

出席委員の氏名：龜山 眞二、神田 和夫、二本木 俊二、三澤 太、渡部 和夫、小島 一文、
林 能伸、三浦　順

欠席委員の氏名：嶧田 直樹、宮永 桜

１　開催

・事務局長が開会を宣言。

・委員10名中８名出席（嶧田委員、宮永委員 欠席）で過半数出席により委員会が成立していることを報告。

・会長の互選まで、事務局長が会議の進行を務めることを説明。

２　知事挨拶

・公務で欠席のため、横田農林水産部次長が代読（省略）

３　議事

（１）会長及び会長職務代理者の互選について

（２）知事許可漁業の制限措置等を定めることについて（諮問）

（３）島根県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

（４）遊漁規則の変更について（報告）

（５）令和６年度増殖実績及び令和７年度増殖計画について（報告）

（６）令和６年度全国内水面漁場管理委員会西日本ブロック協議会の概要について（報告）

４　議事の顛末

池田事務局長　それでは、定刻となりましたので、第278回（第22期第１回）島根県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

当委員会の事務局長を務めております池田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の出席状況を報告します。本日は嶧田委員、宮永委員、お二方欠席でございますが、法定の定足数を満たしていることをご報告いたします。

本来は会長が議事進行をするところですが、本日は初回の委員会ということもありますので、会員の互選まで事務局長の私が会議の進行を務めさせていただきます。

初回の委員会ということで、お手元の委員名簿をご用意しておりますので、本日は選任区分別に、五十音順に座っていただいておりますので、順番に自己紹介のほうをお願いできたらと思います。所属とお名前をお願いいたします。

龜山委員さんからお願いできますでしょうか。

龜山委員　斐伊川漁協から参りました龜山と申します。今回からこの会議に出させていただきます。よろしくお願いいたします。

神田委員　出雲市神戸川漁協の副組合長の神田和夫と申します。今日、この会を見ても、釣りが好きな人がかなり多くて助かりました。私の場合は片手に竿を持って、片手にビールを持って、それが一番大切な時間でありまして、ここへ出るのがどうかとは思うのですが、釣り好きなおじさんということで、よろしくお願いいたします。

二本木委員　江川漁業協同組合の組合長をしております二本木でございます。ひとつよろしくお願いいたします。

三澤委員　三隅川漁業協同組合の理事をやっております三澤と申します。初めての参加ですので、皆さんのご指導をよろしくお願いします。とにかく川でアユを捕ったり、ウナギを捕ったり、あと農業をやっておりますので、もう自然べったりの生活をしています。どうぞよろしくお願いいたします。

渡部委員　宍道湖漁業協同組合の組合長の渡部和夫です。私も今回が初めてですので、皆さん、よろしくお願いします。

小島委員　私は、これ採捕者ということになっておりますが、釣りクラブの団体のほうからということで出かけております小島と申します。よろしくお願いいたします。住まいのほうは宍道湖のほとりの宍道町でございますので、まさに地元ということで、初めてですけども、よろしくお願いいたします。

林委員　全国釣り団体協議会の公認インストラクターをしております林と申します。よろしくお願いします。

三浦委員　名簿の下から２番目でございます。水産振興協会というところで、仕事は、海のほうでマダイとかヒラメの栽培漁業を主にしております。アユは栽培漁業の優等生でご

ざいますので、漁協さんと共通点というところもあるかと思います。私も１年目でございます。よろしくお願いいたします。

池田事務局長　ありがとうございました。

　それでは、事務局のほうから、本日ご欠席の委員さんについてご紹介いたします。委員会名簿の一番上、高津川漁業協同組合筆頭理事の嶧田直樹委員、それから名簿の一番下、公益財団法人ホシザキグリーン財団の宮永桜委員、本日ご欠席でございますが、委員にご就任いただいております。

池田事務局長　続きまして、県の関係出席者につきまして、お手元の出席者名簿の上から順番に自己紹介をいたします。

〔県関係出席者挨拶〕

池田事務局長　それでは、今回、初回の委員会に当たり、知事よりご挨拶がございます。本日は公務のため欠席ですので、県農林水産部の横田次長が代読されます。お願いします。

〔横田農林水産部次長代読〕

池田事務局長　ありがとうございました。

　なお、横田次長ですが、この後、公務の都合でこの場で退席されます。ありがとうございました。

池田事務局長　それでは、議事を進めてまいります。

　今回は初回の委員会ということで、委員会の概要について説明をいたします。

〔事務局説明〕

池田事務局長　資料の６ページ目をご覧ください。こちらに当委員会の規定を載せておりまして、会議の在り方や事務局について定めております。この規定の第６条のところで、会議の議席は、くじで定めるというふうに定められておりますので、今回は初回の委員会ということで、くじによって番号を振らせていただきたいと思います。事務局のほうでくじを持って回りますので、名簿の順番に引いていただければと思います。

〔くじ引きの結果、議席は以下のとおり決定〕

１番：神田委員　　２番：二本木委員　　３番：亀山委員　　４番：三浦委員

５番：宮永委員　　６番：嶧田委員　　７番：小島委員　　８番：三澤委員

９番：渡部委員　　10番：林委員

池田事務局長　それでは続いて、議題１、会長及び会長職務代理者の互選について進めさ

せていただきます。

資料の３ページ目をご覧ください。こちらに関係法令、漁業法を抜粋しておりますが、第137条第２項で海区漁業調整委員会、こちらは内水面漁場管理委員会にも準用されますが、会長は委員が互選するというふうに規定されております。

また４ページ目には、漁業法施行令の第12条第２項で、内水面漁場管理委員会について、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理するというふうに規定されております。このように、会長と会長職務代理を委員の互選により選任することになっておりますが、いかがいたしましょうか。何か意見等がありましたらお願いいたします。

林委員さん、お願いします。

林委員　会長には、元県職員で幅広い見識をお持ちの三浦委員さん、会長職務代理者には、漁業者代表で経験豊富な二本木委員さんにお願いしてはいかがでしょうか。

池田事務局長　ありがとうございます。

ただいま林委員から、会長に三浦委員、会長職務代理者に二本木委員にお願いしてはとの発言がありましたが、異議はありますでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、全員異議なしにつき、会長に三浦委員、会長職務代理者に二本木委員を選任いたします。

それでは、三浦会長、会長席への移動をお願いいたします。

それでは、会長就任に当たって、会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

〔三浦会長挨拶〕

池田事務局長　ありがとうございました。

それでは、会長職務代理者の二本木委員、お願いいたします。

〔二本木委員挨拶〕

池田事務局長　ありがとうございました。

それでは、会長、以降の議事進行をよろしくお願いいたします。

三浦会長　それでは、ただいまより議事に入ります。

規定により議事録署名者に、１番神田委員、２番二本木委員を指名します。

三浦会長　それでは、議事に入っていきますが、議題２、知事許可漁業の制限措置等を定めることについて、事務局から説明をお願いいたします。

〔事務局説明〕

三浦会長　ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明に対しまして、委員の皆様からご質問はございませんでしょうか。

これは、許可を希望する人に向けて公示をするということですよね。

水産課　はい、その認識で間違いありません。

三浦会長　ということでございますが、ご質問はございませんか。

それでは、ご意見、ご質問がないようですので、知事許可漁業の制限措置等を定めることについて、異議ない旨、答申をすることといたします。

三浦会長　それでは、続きまして、議題３、島根県漁業調整規則の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

〔事務局説明〕

三浦会長　ありがとうございました。

なかなか難しい用語が並んでいたように思いますが、該当するケースは海の漁船漁業でありますが、漁業調整規則自体は内水面も共通という形でございますので、漁業調整規則を変える際には内水面の委員会にも意見を聞くというふうに理解しておりますが、そういうことですよね。

水産課　今回の改正で、最初に説明した第48条の衛星船位測定送信機というのは、現在では海のほうしか関係がございません。

ただ、罰則のところは、いろんな条項に違反した方なので、例えば内水面の一部の河川で一部の期間、禁漁している規定とかも該当はするので、本日は内水面の委員会でも諮問させてもらっているということになります。

三浦会長　ありがとうございます。そういった整理ということでございます。

それでは、ただいま説明がありました内容につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

ご意見、ご質問がないようですので、議題３の島根県漁業調整規則の一部改正について、異議ない旨、答申をすることといたします。

三浦会長　それでは、次の議題に参ります。議題４、遊漁規則の変更について、事務局か

ら説明をお願いいたします。

〔事務局説明〕

三浦会長　ありがとうございます。

それでは、委員の皆様の意見を聞こうと思いますが、江川が結構盛りだくさんなので、29ページの神戸川、八戸川、高津川までと、あと江川の２つに分けて意見を聞いていこうと思いますので、よろしくお願いします。

それと、もう一つ、審議の段取りですが、最初に説明がありましたが、３月に最終的な諮問をするということで、その前に今回、委員の皆さんの意見を聞いて、意見がいろいろ出たら、それを持ち帰るでもないですけど、各漁協で再度変更内容について検討し、総会や総代会で議決されて、その後の３月の委員会では、各漁協から提出された最終案について審議するっていう、そういう手続ですよね。

事務局　そうです。次回の内水面の委員会で最終的な審議をすることになります。

三浦会長　ということでございますので、よろしくお願いします。

それでは、早速、委員の皆様に意見を聞きたいと思いますが、それでは、最初に、29ページにあります３つの漁協の変更内容について、まずご意見をいただければと思います。

どうでしょうか。ないですか。一つ参考までにお伺いしますけど、行使規則、要は漁協の組合員が漁業を行うときのルールには、既に追加的な制限を加えられるという規定があって、この度は、公平というのも何ですけど、遊漁者についても同じように、柔軟な規制が発動できるようにするということだと思いますけど、漁協の中でそれを変えるときにはどういう機関が決定されるのでしょうか。例えば理事会で決めますとか、その辺りはどういう感じなのでしょうか。

事務局　行使規則のほうでも、理事が必要と認める場合はと記載していますので、理事会でそういった追加的な制限を加えるかどうかを判断されることになります。

三浦会長　分かりました。ありがとうございます。

それでは、改めて委員の皆様から、29ページの３つの漁協の変更内容について、何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

分かりました。ないようですので、続いて、30ページの江川漁協の変更内容について、委員から何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、説明にありましたように、漁協の組合員向けには既にルールがあって、それに合わせる形で今回、遊漁者のルールも定められるようにするということで、事務局から

説明がありましたが、一方的に、遊漁者を規制するルールを、今回追加するということではないと。あくまでも公平を期するためのルール改正だというふうに理解しておりますが、それでは、今回の遊漁規則に関する審議は以上とさせていただきます。

三浦会長　それでは、続きまして、議題５、令和６年度増殖実績及び令和７年度増殖計画について、事務局から説明をお願いします。

〔事務局説明〕

三浦会長　ありがとうございました。

先ほど事務局から説明がございましたが、委員の皆様からご意見、ご質問等はございませんでしょうか。気がついたこと、何でも結構でございます。

私、質問していいですか。38ページのアユで神戸川、八戸川が種苗の大型化のためっていう記載がありますが、これは、漁業者や遊漁者の要望によるものとか、時期がちょっとずれて、大きくなったものを放流したとか、その辺りはどんな感じなのでしょうか。

事務局　神戸川、八戸川のアユの放流尾数が減少しておりまして、これは種苗購入先の都合により大型の種苗しか確保できなかったということで、漁業者や遊漁者から要望があったというわけではないです。

三浦会長　調達の関係で大きくなったということですね。

神田委員　なかなかこれは難しいのですが、こちらはお願いするのですが、向こうの都合で案外大きくなったと。

三浦会長　それは、種苗を作っているところにお願いしているのですか。

神田委員　種苗を作っているところですね。江川も作っておられますけど、昔は小さい魚を放流したほうが効率的と言われましたけど、結局あんまり小さい魚を放流しても、育ちが悪いというようなことがありまして、ちょっと大きくしました。それと大体、放流したアユは、40％とまればいいと言われております、全国的に。これだけ放流しても40％ですから、我々は天然遡上でなるべく上がってくるようにしないと、もう漁協いうのは生き残れないのではないかとも思っているところです。余談ですけど、すみません。

三浦会長　今言われた、とまるというのはどういう意味なのですか、釣れるという意味ですか。

神田委員　川へ放してもいなくなるのです。

三浦会長　放流しても６割は消えてしまう。

神田委員　消えてしまうということが多いですね。

西部振Ｃ　すみません。八戸川漁協の関係者がここおられないので、代わりに説明させていただきます。

八戸川漁協の種苗の大型化については、琵琶湖産が不良で、また、もともとの種苗が少なかったということで、大型個体しか入手できなかったという事情があったそうです。

三浦会長　分かりました。特に要望ということではなくて、主に調達との兼ね合いということのようでございます。

ほかにはないですかね。

それでは、議題５の審議につきましては、以上で終了させていただきます。

三浦会長　それでは、続きまして、議題６、令和６年度全国内水面漁場管理委員会西日本ブロック協議会の概要について、事務局から説明をお願いします。

〔事務局説明〕

三浦会長　ありがとうございました。

今回、初めての方もいらっしゃいますけど、要は全国組織で、各内水面の委員会が束になってというか、横のつながりをもって各地域の問題点とか、特に内水面は陸と接しておりますので、いろいろな問題や課題があると思いますので、そういうことについて、まとめて中央省庁なりに要望して、予算なり必要な法改正とかを意見していくというような取組ということですよね。

池田事務局長　はい、そうです。ただ、連合会での提案となりますので、地域的なものではなくて、全国共通の課題を取りまとめて提案しています。

三浦会長　分かりました。

それでは、先ほど事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問、何か気がついたことがあれば何でも結構でございますが、いかがでしょうか。

それでは、特にないようですので、議題６については、以上で終了とさせていただきます。

三浦会長　それでは、予定していた議題は全て終了しましたが、その他、事務局から何かありますでしょうか。

池田事務局長　事務局から何点かありまして、まず、本当は会の冒頭でご案内しなければ

いけなかったのですが、新たに委員に任命された方につきましては、お手元に逐条解説漁業法という解説本をお配りしております。漁業法というのが漁業制度の基本的なところを規定している法律でございまして、非常に分厚いのですが、少しめくっていただいて、目次のところですね。アラビア数字でページ番号が振ってありますが、例えば３ページ目の第４章には漁業権の関係、内水面にも漁協に免許されていますが、それに対する規定、それから６ページ目、第５章にはこの委員会に関する規定、それから７ページ目、第８章には内水面漁業ということで、本日説明いたしました遊漁規則だとか増殖目標といったものについて解説されております。各条文についていろいろと解説されておりますので、見ていただくと理解が進むのではないかと思っております。漁協や遊漁者の方については、行使規則や遊漁規則はどういったものに基づくかということがこれで分かるかと思いますので、参考にしていただけたらと思います。

池田事務局長　事務局からもう１点、情報提供がございまして、お手元にＡ４、１枚のカラー刷りの資料があるかと思いますが、こちらをご覧いただけますでしょうか。２月20日に令和６年度の浜の活力再生プラン優良事例表彰の受賞者の発表がございまして、渡部委員が組合長を務める宍道湖漁協の取組が水産庁長官賞を受賞されましたので、概要について紹介させていただきます。まず、浜の活力再生プランとはというところですが、これは国の制度の一つでございまして、漁業所得向上に向けて、各地域の実態を踏まえた取組をまとめたものです。国では毎年、この浜の活力再生プランの取組の優良事例を表彰しておりまして、今年度は宍道湖の取組が見事、水産庁長官賞を受賞しました。この賞ですが、農林水産大臣賞に次いで全国で２番目に高い賞になります。

取組の概要を左下に書いていますが、宍道湖は言わずと知れた日本一のシジミの産地です。その漁場環境の改善のために湖底耕耘や水草除去をするとともに、漁獲量や操業日数の制限など、資源管理の取組をすることによって、漁獲量や漁獲金額が基準年より１割以上アップしたという成果が出ております。また、生産のところだけではなく、販売促進の取組も右側に記載しておりますが、選別の徹底により品質強化だとかＰＲ活動を積極的に進めておられまして、この点も高く評価をされたということでございます。

宍道湖については、シジミに限らず、寒ブナなども評価が高くて、先日も知事のほうにＰＲに来られるなど、非常に販売促進や消費拡大に力を入れられておられます。島根県の内水面には、このほかにもアユやヤマメなど、非常にすばらしい特産品が多数ありますので、こういった宍道湖の取組を参考にしていただけたらと思っております。

それでは、宍道湖流域水産業再生委員会の受賞をたたえて、拍手を贈りたいと思います。おめでとうございます。（拍手）

では、折角ですので、渡部委員、一言いただいてもよろしいでしょうか。

渡部委員　ただいま、紹介していただきましたが、水産庁長官賞を受賞することになり大変恐縮しております。今後とも漁場の保全、資源管理の徹底により、宍道湖のヤマトシジミのブランド促進に向けて頑張りたいと思います。これからもご指導のほどをよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

池田事務局長　ありがとうございました。引き続きのご活躍を期待しております。

池田事務局長　もう１点、水産技術センターからご報告がございます。

内田部長　それでは、水産技術センターから、今年度の調査結果の速報を少しご紹介したいと思います。本日ご紹介するのは、アユの流下仔魚調査についてです。

毎年、対象河川としましては、江川と高津川、この２河川を対象としてアユ流下仔魚調査を実施しております。これは秋以降になるとアユが成熟して産卵しますが、卵からふ化した流下仔魚をネット等で捕獲し、その年の流下仔魚量を調査するというもので、毎年実施しております。なかなか分かりにくいのですが、数字を言いますと、高津川については今年度が29億8,000万という数字でした。昨年度が約22億、その前が約15億という数字だったのですが、過去には10億を大きく下回って４億とか５億しか流下仔魚がいない時期もありました。ただ、この時期はアユの漁獲量が低迷していた時期と一致しておりますので、少しずつアユの流下仔魚量が多くなっているということで、今後の遡上についてはある程度は期待できると思っております。ただ、海のほうのアユの生息というのはほとんど分かっていないため、流下仔魚量が多くても、次の年に必ず遡上量が多いということまでは断言できませんが、流下仔魚量自体はある程度回復してきましたので、少しは期待を持てる状況になっているのではないかと思っております。

そして、もう一つ、江川でも調査をしております。江川は10月の終わりから調査を始めるのですが、調査当初は非常に状況が良く、今年の流下仔魚量には期待しておりました。しかし、11月の頭に大雨が降り、産卵場が少し壊れてしまい、また、ちょうどそこに産卵に来ていた親を流してしまいました。通常ですと、流れてしまった親は元に戻ってくるのですが、今年に限っては、そういうことが見られず、江川に限っては数字でいいますと１億しか確認できませんでした。そのため、来年度の江川における遡上量は期待が薄いことが言えると思います。以上です。

三浦会長　ありがとうございました。

　では、水産技術センターからの報告について、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

二本木委員　別件でもいいですか。

三浦会長　はい、いいですよ。

二本木委員　今の江川の報告につきましては言われたとおりで、過去３年間、天然遡上が好調だったところで、昨年の11月２日に浜原ダムから約3,800トンの大出水がありました。これは26年前に5,000トンの大出水がありましたが、26年ぶりの大出水で、完全に被害を受けたなという状況でございます。そうはいいながらでも、稚魚放流とかをやりながら、また一から天然遡上の復活に向けて取り組んでいきたいと思っているところでございます。

　それと、事務局にお願いなのですが、島根県漁業調整規則第36条で、産卵場の禁止期間について規定していると思いますが、江川については、10月５日から11月10日までの期間、小松の瀬から瀬尻の瀬までの区域について水産動植物の採捕を禁止しています。しかし、これは現状と全然マッチしてないと思っています。水産技術センターは、遡上したアユの耳石から、いつぐらいにふ化したかを調べていますが、我々が再々報告を受けている限りでは、11月の中旬以降の遡上率が高いというような報告も受けています。そのため、11月10日で打ち切るというのは、もう10日ぐらいずれているのではないかという気持ちがありますので、調整規則を何とか変更していただきたいというふうに思っています。

三浦会長　事務局のほうから何かコメントはありますか。

池田事務局長　現在のこの調整規則は令和２年に改正されたのですが、その前に内水面漁業調整規則というものがあって、たしか昭和39年とか大分古い規則でして、この禁止区域の規定も恐らくその頃からあまり変わっていないと思っています。そのため、古いというのは事実でして、気候変動とかの実態に合っていない部分があることは事実かと思います。

　この規則を変更する手続きですが、国の認可が必要ということで、変更するに当たっては、主観的に少し時期がずれているとかではなくて、科学的な根拠が必要です。また、産卵期や産卵場所の変化が一時的なものなのか、恒常的なものなのか、そういった判断も必要だと思っております。加えて、調整規則を変更した後に、やはりそれは違っていたとなった場合、変更前の内容に戻すというのも簡単ではないというところがあります。

　そういった中で、禁止区域や禁止期間については、行使規則や遊漁規則でも制限することができ、現在は恐らくこちらで対応されているのではないかと思いますが、行使規則や

遊漁規則は実態に応じた、機動的かつ柔軟な対応ができ、より実態に即した制限をかけることができるのではないかと思っております。ただ、この度ご意見をいただきましたので、どういったことが必要か、どういったことができるのかということを、また出先機関に相談していただけたらと思っております。

二本木委員　気持ちは分かりますが、やはり漁業をやっていますと、温暖化で毎年、産卵期が遅れていることを感じますので、これは間違いないです。実際に種苗生産をやっている中で、地元の漁師さんには卵を取ってきてもらうのですが、昔は10月６日、７日ぐらいがピークだったのですが、今はもう25日です。それぐらいの時期でないと卵が取れないのです。どこの河川も、恐らく、秋の水温がかなり高くなって、産卵期が遅れているのだと思っています。

高津川も卵を取られていますが、うちと同じ状況です。そういった状況なので、調整規則を実態に即した内容に変えることが望ましいのではないかと思っています。それにプラスして、行使規則と遊漁規則で制限することは当然やることですが、11月10日を例えば20日にして期間を延ばすとか、そういう方法で産卵場所を保護することは非常に重要なことだと思っています。ご検討ください。

三浦会長　先ほどの二本木委員のお話について、事務局から何かコメントはありますか。

池田事務局長　気候変動の影響を受けている県は島根県だけではないため、ほかの県はどのように対応しているのか、調整規則を変更した事例はあるのか、調整規則を変更するに当たってどういったものが必要になるのか、どういったデータが必要なのか、そういったことも含めてまた確認をさせていただきたいと思います。

三浦会長　科学的な根拠が必要とのことで、漁協さんが考えておられる調整規制の変更が実現できるような研究もされればよいのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

神田委員　先ほど出ましたカワウ対策について、何かいい対策がないか考えていただきたいと思っております。

昔は、猟師さんに鉄砲で撃ってもらっていたのですが、今の猟師さんはおかしなとこに撃つと免許取消しということで、もう絶対に撃ってくれません。テグスを張るという対策をしていますが、それを全体に張ることは不可能で、いい漁場ほど、いい場所ほど張るのですが、友釣りの皆さんは竿に引っかかると言って嫌がるため、非常に難儀しております。カワウは毎年増えています。昔、江川に行った時は、何百羽と泳いでいたのですが、神戸川でも10羽から20羽くらいが川全面に泳いでいる状態で、先ほど、放流したアユ種苗は6

0%いなくなると話しましたが、案外、カワウが悪いことをしているのではないかと思っておりますので、何かいい対策を考えていただきたいと思っております。

三浦会長　事務局のほうから何かございますか。

池田事務局長　カワウ対策については、正直なところ、画期的な対策がないのですが、いろいろと知見は集めておられまして、やはり一つの河川でカワウの追い払いをしてしまうと隣の河川に移ってしまうこともありまして、組織的に対応することも大事だという知見もあります。このような事例集や対策集などは、水産庁や環境省でまとめられていますので、必要に応じて情報提供させていただきます。また、提案行動に対する国の回答でもありましたが、これまでの取組を検証して、その課題に対し、しっかりと対策を打った上で実効性のある対策を打つことが重要ですので、最新の知見を情報提供させていただき、実効性のある対策が各河川でできるよう、県としても頑張りたいと思います。

三浦会長　アユ流下仔魚が水温のギャップで駄目になるという話を聞いたことがあるのですが、最近はどんな感じでしょうか。

内田部長　地球温暖化の影響により気温は上昇しているのですが、海域の水温は過去に比べてそんなに上昇していないという報告があります。ここ一、二年はおいといて、そういうスパンで見たときには大きくは上昇してないという報告もありまして、水温が高くなっているから遡上が悪くなった、海域での生き残りが悪くなったという単純な関係ではないと感じております。確かに、アユの仔魚が下るタイミングで水温が高くなることは、アユにとっていいことではないのですが、それが翌年の遡上量を少なくする大きな要因になっているかは分からないです。

少しご紹介させていただくと、海域でのアユの生残量を調査する手法として、ライトトラップという手法が開発されました。これは、海まで流下したアユを光で集め、そこに集まった量から海域でのアユの生残量を調査するもので、昨年度から始まっています。この調査には島根県も参加していますので、この調査を通して、海域でのアユの生残量を調査していければと考えています。

三浦会長　分かりました。ありがとうございます。

それでは、その他の議題で多くのご意見、ご質問が出ましたが、ほかに何かございますか。

ないようですので、以上をもちまして議事自体は終了させていただきます。

それでは、最後ですが、次回の委員会の開催予定をお願いします。

池田事務局長　次回ですが、今年の３月26日に、同じ会場での開催を予定しております。

議題は、本日、事前に協議いただいた遊漁規則の変更、これについて正式に申請が出てきますので、それの諮問、それと目標増殖量について協議をいただく予定です。

三浦会長　分かりました。

それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

皆様、ありがとうございました。事務局もありがとうございました。

（15:35　閉会）

県職員及び事務局員として出席した者の職・氏名

農林水産部	次長	横田　幸男
農林水産部　水産課	課長	道根　淳
	主任	白石　陽平
	主任	寺谷　俊紀
東部農林水産振興センター	水産課長	曽田　一志
	主任	竹谷　万理
西部農林水産振興センター	水産部長	原　修一
	主幹	渡邉　至誠
水産技術センター	部長	内田　浩
島根県内水面漁場管理委員会	事務局長	池田　博之
	書記	新宅　祐児

令和７年２月26日

議　　長　　三浦　順

議事録署名者　　神田　和夫

議事録署名者　　二本木　俊二